

石綿含有産業廃棄物に係る許可の取扱いについて

令和3年3月に公表された「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（以下「マニュアル」という。）」により、石綿含有仕上塗材はその施工方法に関わらず石綿含有産業廃棄物に区分され、除去の工法によっては「汚泥」に該当する場合がありますとされました。

長崎県では、下記のとおり取扱いを整理しましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 石綿含有仕上塗材に係る産業廃棄物の種類について

石綿含有の可能性のあるのは仕上塗材の主材及び下地調整塗材ですが、石綿含有仕上塗材の主材中に含まれる石綿繊維は合成樹脂やセメントなどの結合材によって固められており、排出時の石綿含有仕上塗材の性状によって、「汚泥」、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当します。

2. 石綿含有仕上塗材に係る産業廃棄物の取扱いに関する主な留意事項について

石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有成形板が廃棄物となったものより比較的飛散性の高いおそれがあるため、収集運搬にあたっては、「破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集又は運搬する。」という石綿含有産業廃棄物に係る通常の措置に加え、改定後のマニュアルにより「耐水性プラスチック袋等により二重こん包を行った状態のまま運搬する。」という追加措置が必要となります。

また、「石綿含有産業廃棄物である汚泥」の最終処分にあたっては、安定型最終処分場で処分することはできず、管理型又は遮断型最終処分場で処分する必要があります。

3. 産業廃棄物収集運搬業許可の取扱いについて

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可を有する場合

「石綿含有産業廃棄物である汚泥」を取り扱う場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証の事業の範囲に、「汚泥」及び「（石綿含有産業廃棄物を含む。）」が含まれている必要があります。

このため、既存許可証の事業の範囲によって、下表の手続きが必要です。

既存許可証の事業の範囲 (産業廃棄物の種類)	石綿含有産業廃棄物 を除く。	石綿含有産業廃棄物 を含む。
「汚泥」なし ^{注1)}	変更許可申請	変更許可申請
「汚泥」あり	変更許可申請	手続き不要 ^{注2)}

注1) 有機性汚泥に限るなどの許可の限定がある場合を含みます。

注2) 石綿含有仕上塗材の取扱いがある場合、次回の許可申請時に石綿含有仕上塗材を収集運搬するための容器（耐水性プラスチック袋等）を確認します。

(2) 産業廃棄物収集運搬業許可を有していない場合

新規許可申請が必要です。

4. 石綿含有仕上塗材に係る産業廃棄物収集運搬業許可申請における留意事項について

石綿含有仕上塗材が産業廃棄物となったものに係る許可申請を行う場合は、次の事項にも留意してください。

(1) 申請書第1面について

石綿含有仕上塗材が産業廃棄物となったものを取り扱う場合は、その性状に応じて、事業の範囲に「汚泥」、「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」及び「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」が記載されている必要があります。

(2) 添付書類第1面について

「石綿含有産業廃棄物である汚泥」を取扱品目に含む場合は、石綿含有産業廃棄物の性状として、「固形状」のほか、「泥状」の記載も必要です。

(3) 添付書類第2面について

その他の運搬施設の概要において、石綿含有産業廃棄物(石綿含有仕上塗材)の運搬容器として、「耐水性プラスチック袋」などが必要です。

(4) 添付書類第5面について

運搬に際し講ずる措置において、石綿含有産業廃棄物を運搬する際の通常の措置(例:破損しないよう、また、他の産業廃棄物と混合しないよう十分に注意して積み込む。)に加え、石綿含有産業廃棄物(石綿含有仕上塗材)を運搬する際の追加措置(例:耐水性プラスチック袋により二重こん包を行った状態のまま運搬する。)が必要です。

(5) 添付書類第7面について

石綿含有産業廃棄物(石綿含有仕上塗材)に係る運搬容器の写真の提出が必要です。